

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書				事業年度	：		：	法人名					
留保金額に対する税額の計算													
課税留保金額				税額									
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)				1	円 000		(1) の 10 % 相 当 額				5	円	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)－(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ －(1))のいずれか少ない金額)				2	000		(2) の 15 % 相 当 額				6		
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (21)－(1)－(2)				3	000		(3) の 20 % 相 当 額				7		
計 (21) (1)＋(2)＋(3)				4	000		計 (5)＋(6)＋(7)				8		
課税留保金額の計算													
当期留保金額の計算	留 保 所 得 金 額 (別表四「52の②」)			9	円		住民税額の計算の基礎となる法人税額	中 小 企 業 者 等 以 外 の 法 人 (別表一「2」＋「4」＋「6」＋「9の外書」－「11」－「17」)－(別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」から「9の⑰」までの合計＋「9の⑰」から「9の㉓」までの合計)				22	円
	前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))			10									
	当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)			11				中 小 企 業 者 等					
	法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「2」－「3」＋「4」＋「6」＋「9の外書」－「11」－「18」)－別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋ (別表一「31」＋「32」－「36」－「65」)と0のいずれか多い金額)－ (別表六(五の二)「5の③」－(別表一「2」－「3」＋「4」＋「6」＋「9の外書」))と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)			12				(別表一「2」＋「4」＋「6」＋「9の外書」－「11」－「17」)－(別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉓」までの合計＋「9の㉔」から「9の㉔」までの合計)				23	
	住 民 税 額 (28)			13									
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)			14				住 民 税 額 ((22) 又は (23)) × 10.4 %				24	
	法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12)＋(13)－(14) (マイナスの場合は0)			15									
	通 算 法 人 の 留 保 金 加 算 額 (別表三(一)付表二「5」)			16				特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額)×40%				25	
	通 算 法 人 の 留 保 金 控 除 額 (別表三(一)付表二「10」)			17				調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 ((24)＋(別表一「11」＋「17」)×10.4%－(別表六(二)付表六「7の計」)×10.4%)×20% (マイナス の 場 合 は 0)				26	
	他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)			18									
当 期 留 保 金 額 (9)＋(10)－(11)－(15)＋(16)－(17)－(18)			19			住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 ((25) 又は (26) の い ず れ か 少 な い 金 額)				27			
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表一「33」)			20										
課 税 留 保 金 額 (19)－(20)			21	000		住 民 税 額 (24)－(27)				28			

別表三(一) 令六・四・一以後終了事業年度分